

1. 件名：「日本原燃(株)濃縮施設の設工認に関する面談」

2. 日時：令和4年12月6日(火) 13時30分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、瀬戸川安全審査専門職

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場濃縮保全部施設計画課長 他3名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、提出資料に基づき、令和3年7月26日付けで認可された濃縮施設の新規制基準第4回申請及び新型遠心機の更新等申請並びに令和4年2月4日付けで認可された濃縮施設の新規制基準第5回申請に係る認可申請書の一部に誤記があったこと及び当該不適合に係る原因、対策等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・ 今回の件は、施設の安全性に関わるものではなく、軽微なものであったと理解したが、再発防止にしっかりと取り組むこと。
- ・ 再処理施設においては、設工認申請対象施設の抽出作業において、単に設工認対象か否かだけでなく、各機器等が担う機能も明確になるように系統図での色分けをしており、濃縮施設においても、使用前事業者検査が的確に実施できるよう、濃縮施設の特徴も考慮に入れて必要な整理を行うこと。
- ・ 新規制基準第4回申請及び新型遠心機の更新等申請については、設工認申請書本文事項に変更があるため軽微変更届出において添付書類の修正も含めて対応し、新規制基準第5回申請については、添付書類のみのため不適合処置に加えて使用前事業者検査においては正しい書類で対応し、最新の状態の図書を整備すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえ対応する旨の回答があった。

6. その他

提出資料

「ウラン濃縮加工施設設工認申請書における誤記について」